

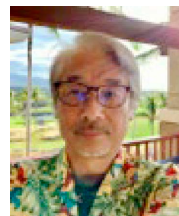
公開天文台の現代的意義 ～博物館としての公開天文台～

松 尾 厚¹・宮 本 孝 志²

〈¹ 日本公開天文台協会 博物館委員会, 元・山口県立博物館〉

〈² 日本公開天文台協会 博物館委員会, 南阿蘇ルナ天文台 〒869-1502 熊本県南阿蘇村大字白川 1810〉

e-mail: ¹pxa02070@nifty.ne.jp, ²miyamoto@luna.jp.net



公開天文台は1926年創立の倉敷天文台を嚆矢とするが、これまで博物館として認識されることは少なかった。しかし、天体や天文に関する資料の収集・保存・展示、調査研究、教育普及など、その活動は博物館法が定める博物館の目的と機能に合致している。2022年の博物館法改正は、公開天文台の博物館としての位置づけをより明瞭にし、文化・観光、地域連携、デジタルアーカイブなど新たな展開の可能性を広げた。さらに公開天文台は、科学コミュニケーションの拠点として自然観や宇宙観を育み、ウェルビーイングやAwe（オー）体験をもたらす場としても期待される。博物館を立ち位置として活動を進めることは、公開天文台の社会的価値を高め、その持続的発展に資すると考えられる。

はじめに

本特集「公開天文台100周年」では、9、10月号の2つの報文「公開天文台白書から見た公開天文台の現状」[1]、「日本の公開天文台をめぐる略史」[2]において、公開天文台の過去と現状だけでなく今後の公開天文台を取り巻く潮流と将来の展望についても示唆されている。本稿ではこれから公開天文台が進んでいく方向の一つとして、博物館としての公開天文台について考察する。

博物館とは

博物館は、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする

機関」として定義される（博物館法第2条第1項）。「産業、自然科学等」とあることから、科学館と称する施設も博物館のカテゴリーの一つであり、プラネタリウムも博物館の仲間である。わざわざ「育成を含む」と断っているのは、博物館の中に動物園や水族館、植物園等の生き物を対象とする機関／施設が含まれるからである。

いささかややこしいのだが、法律上の「博物館」は、博物館法（以下、法）第2条第1項に示される目的を持つ機関のうち、法の種々の規定を満たし、都道府県または指定都市（いわゆる政令指定都市）の教育委員会が審査して登録した博物館のことを言う（法第2条第1項の末尾）。この登録された博物館のことを特に「登録博物館」と呼ぶ。もう一つややこしいのは、「博物館」の名称は登録博物館に独占的使用権があるわけではなく、どのような施設でも自由に使うことができる。逆に登録博物館であっても「博物館」の名称

を使う必要はない。このため「〇〇博物館」「〇〇科学館」「〇〇美術館」「〇〇水族館」などと称している機関／施設の中には、法律上の博物館（登録博物館）であるものとそうでないものが混在している。その他、「資料館」「文学館」「記念館」「遊学館」「文化館」「自然館」「天文台」「民家園」「文庫」「センター」「パーク」など、様々な名称を持つ登録博物館も存在する。そして博物館法の種々の規定が適用されるのは原則として登録博物館に限られる。

さらに上位のカテゴリーに目を向けると、博物館は社会教育法により「公民館」「図書館」「青年の家その他の社会教育施設」とともに社会教育施設の一つとされ（社会教育法第5条）、図書館及び博物館は社会教育のための機関として定義される（同法第9条）。社会教育機関に対するもう一方の教育機関は学校教育法によって規定される「学校」である（図1）。

また、博物館法では登録博物館以外に登録博物

館に相当する施設として、都道府県教育委員会等が指定するいわゆる「指定施設」（2022年の法改正前の博物館相当施設にあたる）を規定している（法第31条）。登録博物館との違いは学芸員が必置でないことが大きい。さらに文科省の社会教育調査（統計法に基づく基幹統計調査の一つで社会教育に関する基本的事項を明らかにすることが目的）^[3]の際の統計上のカテゴリーとして、「博物館類似施設」がある。これは登録博物館や指定施設以外でそれらと類似の事業・活動を行っている施設を指すが、どのような施設を「博物館類似施設」と呼ぶかについて法令上の定めはない。このカテゴリーは「博物館に似たような施設」というだけで甚だ曖昧である。博物館法にも「博物館類似施設」の名称は登場しない（表1）。

公開天文台と博物館

公開天文台は1926年に開設され今に続く倉敷天文台をその嚆矢とし、現在では300以上の施設

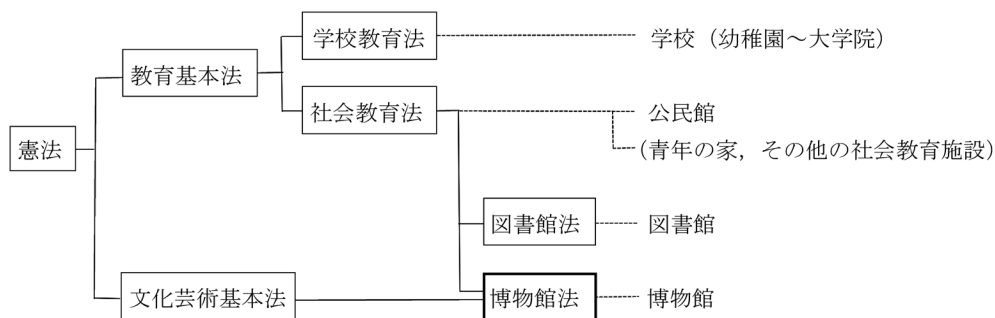


図1 博物館法及び教育機関（施設）の法的位置づけ（筆者ら作成）。公民館については社会教育法に詳述されるが、青年の家、その他の社会教育施設についてはそれら2つの名称が列举されるだけである（同法第5条第1項第4号）。

表1 博物館の3類型（筆者ら作成）。

登録博物館	・学芸員必置など、一定の基準を満たす博物館として登録された施設。 ・登録審査は原則として都道府県教育委員会または政令指定都市の教育委員会（以下、県教委等）が実施。 ・全国に972館園（令和6年度文科省社会教育調査、以下同じ）。
指定施設	・登録博物館に相当する施設として県教委等が指定する施設。学芸員必置の要件なし。 ・全国に374館園。
博物館類似施設	・法令に定義等の規定はないが、博物館に類似する活動を行っている施設（根拠法なし）。 ・全国に4,426館園（文科省社会教育調査の対象となっている施設数）。

が存在すると言われるが[4]，その位置づけは明確でない．公開天文台単独施設，博物館の附属施設（図2），生涯学習センター・青少年教育施設・児童福祉施設等への設置，複合施設の中の一施設，大学の施設，ホテル・旅館・レクリエーション施設等への設置など，様々な様態がある．公開天文台とその職員等の団体である日本公開天文台協会（Japan Public Observatory Society, 以下JAPOS）加盟施設の設置状況は表2のようになっていた．ただし登録博物館，指定施設を除き厳密な区分けは困難なため，およその振り分けと捉えていただきたい．



図2 国立科学博物館本館（現・日本館）．1931年の新築に際してこの建物の屋上に天体観測室を設置し，定例観望会を始めている（松尾撮影）．

このように多様な設置状況であるため，公開天文台が博物館や科学館などに付設されている場合を除き，自らが博物館の一つであるとの認識は薄かったと言えよう．「○○天文台」と名乗る規模が大きい公開天文台の単独施設が増えたのは1990年代からであり（図3）[2]，（公財）日本博物館協会（以下，日博協）などの業界団体や，全日本博物館学会，日本ミュージアム・マネジメント学会等の博物館関係学会の中でも公開天文台が意識されることは少なかった．

これに対しプラネタリウムは博物館法制定当時から博物館の一つと位置づけられ[7]，プラネタ



図3 仙台市天文台．2008年に移転新築オープンした大規模な公開天文台．登録博物館でもある（松尾撮影）．

表2 公開天文台の設置状況（2026年5月現在，JAPOS加盟134施設について，[5]，[6]をもとに筆者ら作成）．博物館類似施設については定義が曖昧かつ文科省の社会教育調査での博物館類似施設の個々の名称が公表されていないため，本表で③に振り分けた施設が表1の類似施設に含まれているとは限らない（逆に④-⑩に振り分けた施設が，表1の類似施設に含まれる場合もある）．

設置状況	施設数（全体比）
① 登録博物館（登録博物館に付設または天文台単独での登録博物館）	15（11％）
② 指定施設（指定施設に付設または天文台単独での指定施設）	4（3％）
③ 博物館類似施設（類似施設に付設されているもの）	19（14％）
④ 天文台単独施設（プラネタリウムなど天文関係施設の併設を含む）	41（31％）
⑤ 公民館，生涯学習センター，児童館，複合施設等に設置	17（13％）
⑥ 自然の家，野外活動センター，自然保護センター等に設置	14（10％）
⑦ 大学等の学校，教員研修施設，研究機関等に設置	6（4％）
⑧ ホテル，旅館，宿泊施設等に設置	12（9％）
⑨ 公園，レクリエーション施設等に設置	4（3％）
⑩ その他，不明	2（2％）

リウムの業界団体も以前から博物館関係団体として認知されていた（現在は日本プラネタリウム協議会が博物館関係団体とされている [8]）。

しかし軽重はあるにせよ、いずれの公開天文台も「資料（天体写真や天体に関するデータ等）を収集・保管・展示して（中略）、資料に関する調査研究を実施する」（法第2条第1項、前述）という博物館の目的にかなう活動を行っている。

博物館法改正と日本公開天文台協会

2022年に博物館法が改正され、同年4月15日に公布された（施行は翌2023年4月1日）。これまでに他法の改正に伴う一部改正は何度かあったものの、単独改正としては1955年の改正以来、実に約70年ぶりのことである（博物館法の制定は1951年）。2021年2月にJAPOS運営委員会（執行部）では博物館法の改正作業が急速に進んでいるとの情報を得て、この改正が博物館登録や博物館相当施設を目指している公開天文台への朗報となり、かつ公開天文台が博物館の一つと認知される機会になり得ると考え、法改正のプロセスにできるだけ関与したいと考えた。

これに先立ち2019年のJAPOS全国大会では、博物館行政に詳しい栗原祐司氏（前・文化庁美術学芸課長、現・国立科学博物館副館長）から、「博物館法と公開天文台」の講演において公開天文台の活動が博物館法に合致していることなどの解説をしていただいた [9]。さらに同年、筆者らJAPOS関係者が日博協事務所を訪れて公開天文台やJAPOSについて説明し、公開天文台への支援を依頼している。日博協は全国の様々な種類の博物館1,195館園（2026年3月末）が加盟する国内最大の博物館業界の団体である。

博物館を所管する文化庁では2019年11月に文化審議会に博物館部会を設置し、さらに2021年2月初めには博物館部会に「法制度の在り方に関するワーキンググループ（以下WG）」を設置して、改正内容の検討・審議が始まった [10]。

JAPOS運営委員会は第2回WG（2021年2月24日開催）から傍聴を始め（最終回は2022年11月末の第11回）、逐次MLを通じて会員へその内容を伝えることにした。その後、日博協のシンポジウム「これからの博物館制度を考える」（2021年4月24日）での発表「博物館としての公開天文台」を皮切りに、日博協機関誌「博物館研究」への投稿 [11]、博物館法を所管する文化庁ヒアリングに参加しての直接提言（8月11日）、法改正に関する文化審議会答申についての日博協緊急フォーラムでの意見発表（2022年1月28日）、公開天文台の立場からの法改正に関する要望書提出（2022年2月28日、文部科学大臣宛て等）など、矢継ぎ早に対応を進めた。

一方、JAPOS内部において会員へのMLでの情報提供のほか、2021-2023年の3年間にわたって全国大会の中で博物館と公開天文台に関するシンポジウムや企画セッションを開催するなどして [12-14]、博物館としての公開天文台について会員の理解を図った。この間、JAPOS内に「博物館としての公開天文台に関する検討委員会（略称：博物館委員会）」を設置し（2021年8月）、運営委員会に代わって博物館としての公開天文台に関する調査検討や会員への情報提供、外部への対応実務全般を担うこととした。

このような活動を通じて博物館関係者にも公開天文台についての理解が少しずつ進む中で、JAPOSが博物館関係団体の一つとして認知されるべく日博協や文化庁に働きかけ、2022年半ばからは文化庁や日博協等の様々な資料やWebにJAPOSが博物館関係団体の一つとして記載されるようになった [8, 15]。プラネタリウム業界にずいぶん遅れたが、このことは公開天文台が博物館の一類型であることを対外的に示すのに大きな役割を果たすと考えている。なお、博物館関係者に公開天文台が全く知られていなかったわけではなく、全日本博物館学会編の博物館学事典 [16]には「天文台」や「日本公開天文台協会」の項目が



図4 鳥取市のさじアストロパーク・佐治天文台。
1994年にオープンし、2024年に登録博物館と
なった[18] (松尾撮影)。

設けられている。

博物館関係学会での公開天文台に関する発表も少しずつ始まり ([17] など), 公開天文台の認知が関係団体・関係学会の双方において進み始めた。また、さじアストロパーク (図4) や京都産業大学神山天文台など、新しく登録博物館や指定施設になった施設も少しずつ増えている。

改正博物館法と公開天文台

今回の法改正で公開天文台に大きく関係しそうな点は次のようなものである。

- (1) 博物館法が社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神にも基づくことになった (法第1条)。これに伴い文化観光などへの寄与が努力義務とされた (法第3条第3項)。
- (2) 地方公共団体や宗教法人、財団・社団法人だけでなく、学校法人や民間会社などの法人も登録博物館を設置できるようになった (法第13条第1項)。
- (3) 博物館資料としてデジタルデータが一層重視されるようになった (法第3条第1項第3号)。
- (4) 文化観光のみならず、地域連携、教育や学術・文化の振興など様々な活動の推進とそれらを通じての地域活力の向上が努力義務とされた (法第3条第3項)。

(1) については文化審議会のWGの中でも、教育機関としての位置づけが薄れるなどと危惧されたが、現代の博物館に要請される博物館の役割が2017年に制定された文化芸術基本法の中に明確化されているとして、この法律の精神にも基づくこととされた[19]。公開天文台に関しては、その設置時から観光面での寄与を期待されることが多いことから、公開天文台が博物館として認知されるためには追い風となる。近年、天文と観光については数多く論じられるようになってきた ([20–22] など)。

(2) については、そもそも法改正により登録博物館や指定施設の数の大幅増加を目指していて、その一環としての門戸拡大でもある。これにより、新たに学校法人や地方独立行政法人、株式会社等の法人が設置する博物館も登録の対象となった。会社経営のホテルに付設された天文台も登録博物館になり得る。

(3) のデジタルデータに関しては、1951年の法制定時には当然想定されておらず、2008年の社会教育法改正に伴う法改正の中で、「電磁的記録」つまりデジタルデータも博物館資料に含まれると明文化された (法第2条第3項)。今改正ではさらに博物館資料のデジタルアーカイブ化とその公開も博物館の仕事とされた (法第3条第1項第3号)。法制定時の実物資料を中心とした考えからは大きな変化である。公開天文台の多くは天体画像などデジタルデータが収集資料の中心であり、スタッフもITは得意分野だろう。博物館と公開天文台の親和性がより高まったと言える。

(4) についても博物館の活動を教育関係に限定せず、地域連携や学術・文化の振興、地域活力の向上などに拡大したことは、これまで公開天文台は学術・文化の振興はもとより、地域連携、地域活力の向上などに注力してきたので (そうしないと生き残れない) [23], 博物館の役割が公開天文台に近づいたとも言えるだろう。

博物館だと何ができるのか

登録博物館や指定施設になることのメリットはいろいろあるが[24, 25], 文化庁等による補助金の交付対象になり得るなどの点を除けば, 公開天文台の普段の活動に関しては登録博物館や指定施設でなければできないことは少ないかもしれない。しかし公開天文台として当然必要であろうという活動が, 法律でしっかりと必要な活動として規定される点が重要である。

前述のとおり法第2条第1項で, 博物館は「資料を収集・保管・展示して一般の利用に供し, その教養, 調査研究, レクリエーション等に資するための事業を行い, 資料に関する調査研究をする機関」とされる。これを受けて第3条では, 「実物, 模型, 文献, 写真等の資料の収集・保管と展示のほか, 研究室, 実験室, 図書室等の設置, 資料に関する調査研究, 案内書, 解説書, 調査研究報告書の作成頒布, 講演会, 講習会, 研究会等の開催, 関係施設・団体との協力連携」など, 具体的な博物館の活動が例示されている。つまり, 天体画像の撮影と保管, その他の天体関係資料の収集・保管, 常設の展示や展覧会の開催, 天体観望会, 講演会や研究会の開催, 市民の学習活動への支援, 調査研究などの活動は法に定められた活動であり, 博物館においては決して否定されることがない活動である。なお「資料に関する調査研究」とは収集資料そのものの研究に限らず, その資料に係る基礎学問を含む幅広い研究を指している(筆者の一人も文化庁担当者から直接確認している)。公開天文台に限らず, 教育的活動を行っている施設ではその教育内容(学問内容)や教育方法等に関する調査研究が欠かせないが, それらが法的に保証されることになる。

一方で改正博物館法のもと, 文化庁では「Innovate MUSEUM事業」[26]など登録博物館や指定施設に限定した大きな補助事業を始めている。Web上には「博物館総合サイト」を立ち上げて

[27], 博物館, 特に登録博物館や指定施設のプロモーションを進めている。さらに登録博物館と指定施設へは証書とプレートを配布し, それらのブランド化も進めている。また, 他館の資料を借用して展覧会を開催する場合など, 自施設が登録博物館であれば借用手続きが簡略化される等の状況も見受けられる。このような傾向が進めば, 逆に登録博物館や指定施設でないデメリットが目立ってくるだろう。

公開天文台のこれから

公開天文台の意義と役割

これまでに公開天文台の実際の活動が博物館の目的や機能と合致しており, 公開天文台が博物館の一つと言えること等について述べたが, さらに別の視点からこれからの公開天文台について考察してみたい。

JAPOSが刊行した『公開天文台白書2018』においては, 「天体観測設備を持ち, 天体観望会など公開業務を行っている施設」を公開天文台と定義している[28]。また, JAPOSの会則には「本会は, 本物の天体を通して自然観を養い, 心豊かな人格形成に資するための生涯学習支援に取り組む公開天文台の発展を目的とする」とある[29]。つまり, 「天体観測設備を持って公開業務を行い, 本物の天体を通して(利用者の)自然観を養い, 心豊かな人格形成に資する生涯学習支援に取り組む施設」が公開天文台ということになる。今回の博物館法の改正により, 博物館は社会教育機関であることに加え文化施設でもあるという位置づけになったが[19], もともと公開天文台は地域における文化施設としてその役割を果たしていることが多く, 公開天文台が博物館であることは, 社会的にあまり抵抗なく受け入れられつつあると思われる。

さて, このような位置づけとは別に, 公開天文台とはどのような社会的な役割を持つ施設なのだろうか。公開天文台は望遠鏡などの近代的な設備

を使って本物の天体を実際に観ながら、天文学の発見や成果を学ぶという施設である。これは、いわゆる科学と市民とを結ぶ「科学コミュニケーション」を実践している施設ということにもなる[30]。この場合、天文学の成果を学んだ結果、星空や宇宙などの自然世界を科学的で論理的な視点で見る「自然観」を養う、という役割が大きいと思われる。

JAPOS会則にある「自然観を養い」という語句は、その後の「心豊かな」という語につながる言葉として捉えると、もう少し違った意味が見えてくる。そこには天体観察を通して、単に合理的なものの見方を超えて、人間的で豊かな宇宙観や世界観を涵養するという意味合いも込められている。こうした見方は、文科省の道徳の学習指導要領の中にある「人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと」という項目につながるようにも思える[31]。指導要領解説には「科学が万能であるかのような錯覚をしかねない今日の社会においては、科学の発展を期待し理性の力を信じることと同時に、人間の力では到底説明することができない美への感動や、崇高なものに対する尊敬や畏敬の念をもち、人間としての在り方を見つめ直すことが求められる」と記されている[32]。

さらに、JAPOS会則にある「心豊かな人格形成に資する」という文言からは、もう一つの面も現れてくる。天体観察会の最中に「地球に生かされている」「癒やされました」「人類の繋がりを感ずる」「自分の悩みが小さなことのように思えてきた」「忘れられない思い出となりました」などの言葉が日常的に聞かれる[33]。このような自分自身を見直し、癒しやりフレッシュメントにつながる活動というのは、最近の言葉で言い換えれば、「ウェルビーイング（心身の健康や社会的な幸福）」に効果的な場を提供していることになる。

これからの公開天文台

このように公開天文台の役割には、いくつかの柱があるようだ。

- (1) 天文学を市民に伝える科学コミュニケーションを通して、利用者が星空や宇宙などの自然世界を、科学的で論理的な観点で見ることができるようになること。
- (2) 天体観察を通して単に合理的なものの見方を超えて、人間的で豊かな宇宙観や世界観を涵養すること。
- (3) 天文体験を通して自分自身のあり方を見つめ直し、癒しやりフレッシュメントにつながる「ウェルビーイング」に資すること。

公開天文台の未来とは、こうした面がこの後の100年を通してどのように発展していけるか、ということになるだろう。

実は、公開天文台の100年を振り返ると、この3つの役割は最初の公開天文台である倉敷天文台設立の時から始まり、今日まで続いていることがわかる。倉敷天文台初代台長の山本一清は、その設立の土台となった天文同好会（後の東亜天文学会）の会報『天界』第1号「天文同好会創立の趣意」において、天文学が暦法や測地に役立っただけでなく、「その時代々々の人生観宇宙観を支配した学問」と述べている[34]。つまり山本にとって天文学は、「① 天体現象を扱う専門知識」であるだけでなく、「② 人間が宇宙の中で自己の位置を考えるための学問」でもあった。

さらに、天文同好会の創立総会において「天文学の使命」と題して講演をした京都大学の新城新蔵は、「我々が天文を研究して悟ることは、吾人人間の小さな対して、宇宙が如何に大なるかといふ事である」と述べている。また、「此の大文学（筆者注：天文学のこと）を味ふことによって、趣味の向上と精神の陶冶とを成就することができるならば吾人の幸福は真に此の上なし」とも語っている[35]。これは、天文学が単なる知識獲得の手段だけではなく、「③ 人間が自己と宇宙との関係を見つめ直し、精神的成長を得る契機となりうるもの」として理解されていたことを示している。

さて、前述の(1)については、今後、近代的

な光学望遠鏡だけではなく、さらに進んだデジタル観察手段が開発されていくだろう。そのリアリティは、裸眼からVRやAR, MRの活用へと進み、地上の望遠鏡や宇宙望遠鏡とサイバー空間でつながり、さらにはシミュレーション宇宙とも一体化しながら、科学的な世界観やその学びの質を大きく変化させていくものと思われる。

(2) については、AIの進化によって人間性そのものの見直しが進み、人間が住むこの世界をどのように捉え、豊かなものにしていけるのか、宇宙的視点から得られるパースペクティブを提供する公開天文台の役割はますます増していくだろう。

(3) については、2025年に南阿蘇ルナ天文台(図5)で行われた「天文台浴」実証実験で、公開天文台における観察会が、参加者に対してリラククス効果をもたらすことが強く示唆された[36]。

星空・宇宙は、人類がこの地球に誕生した時から共にあった。その下で自然に暮らすことが人間にとっていかに幸福(ウェルビーイング)であるか、今後全国の公開天文台でのさまざまな科学的

実験によっても天文台浴やAwe(オー)体験[39, 40]、アストロセラピー[41]などの効果が実証されれば、公開天文台の新たな利用が進んでいくだろう。それに伴って公開天文台の社会的な位置づけや役割も大きく変化していくのかもしれない[42]。

おわりに

米澤らも述べているように[1]、公開天文台にはさまざまな設置様態や設置目的があるため、全ての施設が登録博物館や指定施設になることは現実的ではないが、それでもなお公開天文台の立ち位置(の一つ)として博物館を選択することは、その持続発展に向けて有効なことと思われる。

博物館には博物館法という拠って立つ個別法があり、様々な基準やガイドライン、参考情報が提供される。これらには各施設の運営や活動に大いに参考となる指針や活動内容が具体的に示されている。また、各地域(主に都道府県単位)や全国組織の業界団体(博物館協会など)、関連学会が存在し、国際博物館会議(International Council of Museums, ICOM)という国際組織もある。地元地域での相互交流や連携から始まり、世界の動向・先端情報の収集まで公開天文台の活動に大いに役立つだろう。逆に登録博物館や指定施設になったためにできないことが増えたり、不便になるようなことは考えづらい。登録申請は必要だが膨大な負荷というほどのものではなく、一過性でもある。

現段階では公開天文台の博物館登録や指定は徐々に増えているとは言えまだ少ないが、公開天文台の活動に最も重なる機能を有する機関は博物館である。自施設が登録博物館や指定施設であるかどうかにかかわらず、自身を博物館の一つと捉えて活動を進めることは有益なことと考える。これから公開天文台が博物館の一員として一層の発展を遂げることを期待している。



図5 南阿蘇ルナ天文台(熊本県)。ここでは天文台浴の効果について実証実験を行っている。天文台浴は博物館浴^{*1}の一つと言え、森林浴のように博物館(美術館、動植物園、水族館等を含む)での体験がもたらす癒やしやリフレッシュ効果を、心身の健康増進に役立てようとする取り組みである[37, 38](南阿蘇ルナ天文台提供)。

*1 博物館浴[®]は九州産業大学の登録商標です。

参考文献

- [1] 米澤樹, 澤田幸輝, 2026, 天文月報, 119, 490
- [2] 澤田幸輝, 2026, 天文月報, 119, 544
- [3] https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm (2026.7.1)
- [4] 日本公開天文台協会, 2023, 公開天文台白書 2018, 16
- [5] <https://museum.bunka.go.jp/guide/> (2026.5.7)
- [6] <https://www.koukaitenmondai.jp/observatory/observatory.html> (2026.5.7)
- [7] https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93293401_01.pdf (2026.7.1)
- [8] <https://museum.bunka.go.jp/link/> (2026.7.1)
- [9] 栗原祐司, 2020, 日本公開天文台協会第14回全国大会集録(日本公開天文台協会), 11
- [10] https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html (2026.7.1)
- [11] 安田岳志ほか, 2021, 博物館研究, 56(6), 22
- [12] 日本公開天文台協会, 2021, 日本公開天文台協会第15回全国大会集録(日本公開天文台協会), 11
- [13] 日本公開天文台協会, 2022, 日本公開天文台協会第16回全国大会集録(日本公開天文台協会), 23
- [14] 日本公開天文台協会, 2024, 日本公開天文台協会第17回全国大会集録(日本公開天文台協会), 30
- [15] <https://www.j-muse.or.jp/links/organization/> (2026.7.1)
- [16] 全日本博物館学会編, 2011, 博物館学事典(雄山閣)
- [17] 澤田幸輝ほか, 2024, 日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要, 28, 15
- [18] 宮本敦ほか, 2025, 日本公開天文台協会第19回全国大会集録(日本公開天文台協会), 122
- [19] <https://museum.bunka.go.jp/law/> (2026.7.1)
- [20] 縣秀彦ほか, 2018, 「日本におけるアストロツーリズムの可能性についての基礎調査」, 日本天文学会 2018 年秋季年会, Y02a
- [21] 尾久土正己, 2022, 第36回天文教育研究会集録(日本天文教育普及研究会), 27
- [22] <https://wakayama-u.repo.nii.ac.jp/records/2006854> (2026.7.1)
- [23] 渡辺誠, 2008, 日本公開天文台協会第3回全国大会集録(日本公開天文台協会), 10
- [24] 松尾厚, 2023, 第37回天文教育研究会集録(日本天文教育普及研究会), 56
- [25] https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan04/02/pdf/93734001_06.pdf (2026.7.1)
- [26] <https://innovatemuseum.bunka.go.jp/> (2026.7.1)
- [27] <https://museum.bunka.go.jp/> (2026.7.1)
- [28] 日本公開天文台協会, 2023, 公開天文台白書 2018, 11
- [29] <https://www.koukaitenmondai.jp/kaisoku/kaisoku.pdf> (2026.7.1)
- [30] <https://www.koukaitenmondai.jp/kenshukai/text20200127.pdf> (2026.7.1)
- [31] https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf (p.170, 2026.7.1)
- [32] 文部科学省, 2026, 小学校学習指導要領解説(平成29年告示) 特別の教科道徳編(あかつき教育図書), 68
- [33] 武藤祐子, 2025, 日本公開天文台協会第19回全国大会集録(日本公開天文台協会), 42
- [34] 山本一清, 1920, 天界, 1, 1
- [35] 山本一清, 1920, 天界, 1, 14
- [36] 産経新聞, 2026, 博物館浴とどのう心身, 6月3日(夕刊), 1
- [37] 緒方 泉, 2021, 九州産業大学地域共創学会誌, 6, 55
- [38] 武藤祐子, 宮本孝志, 2024, 日本公開天文台協会第17回全国大会集録(日本公開天文台協会), 69
- [39] 縣 秀彦ほか, 2023, 「星空と“Awe”の可能性についての予備調査とその考察」, 日本天文学会 2023 年秋季年会, Y06a
- [40] Keltner, D., 2023, AWE: The New Science of Everyday Wonder and How It Can Transform Your Life (Penguin Press)
- [41] 縣 秀彦, 2026, 日本公開天文台協会第20回全国大会集録(日本公開天文台協会), 印刷中
- [42] https://www.koukaitenmondai.jp/kenshukai/tokyo2026/JAPOS_11th_Training_Workshop_JP.pdf (2026.7.1)

The Contemporary Significance of Public Observatories: Public Observatories as Museums

Atsushi MATSUI¹ and Takashi MIYAMOTO²

¹Committee on Museums, Japan Public Observatory Society, ²Committee on Museums, Japan Public Observatory Society, Minami-Aso Luna Observatory, 1810 Shirakawa, Minami-Aso mura Minami-Aso gun, Kumamoto 869-1502, Japan

Abstract: Public observatories in Japan originated with the founding of the Kurashiki Observatory in 1926 but have rarely been recognized as museums. However, their activities, including the collection, preservation, exhibition, research, and educational use of astronomical materials, are consistent with the purposes and functions of museums defined by the Museum Act. The 2022 revision of the Museum Act further clarified their position as museums and expanded opportunities for cultural engagement, tourism, regional collaboration, and digital archiving. Public observatories are also expected to provide opportunities for science communication, well-being, and experiences of awe. Promoting their activities from a museum perspective will enhance their social value and contribute to their sustainable development.